

食品企業生産性向上フォーラム FATAP通信 第15号

食料システム法が一部施行されます！

食料システム法（注：正式名称は「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」）が、本日10月1日付で一部施行されます。

それに伴い、本日10月1日をもって、食品産業の持続的な発展を支援するための計画認定制度が始まります。具体的には、食品産業の皆様が以下の4つの事業活動に取り組まれる場合に、その事業活動に係る計画を作成していただき、農林水産大臣の認定を受けられた場合には、日本政策金融公庫による長期・低利融資や各種税制の特例措置、農業・食品産業技術総合研究機構による設備の供用等の支援を受けることが可能となります。

- ①安定取引関係確立事業活動：農林漁業者との取引の機会の拡大、継続的な取引の実施等を図るもの
- ②流通合理化事業活動：食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値向上、新規需要開拓を図るもの
- ③環境負荷低減事業活動：温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生の抑制等を図るもの
- ④消費者選択支援事業活動：消費者による食品等の持続的な供給の実現に配慮した物の選択に資する情報の伝達を図るもの

また、上記のような食品産業の皆様の取組を促進するため、各都道府県等の単位で、関係者によるプラットフォームを構築して連携を促進する事業に係る計画（連携支援計画）を、農林水産大臣が認定する措置を併せて講じております。

申請手続やメリット措置を受けるための要件など制度の詳細について、ご関心のある事業者様は、こちら（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>）をご覧ください。

《FATAP通信》に関するお問い合わせ

食品企業生産性向上フォーラム（FATAP）に関して
御質問等がございましたら下記までお問い合わせ下さい。
(<https://food-industry-productivity-forum.maff.go.jp/site-conact>)